
各 位

会 社 名 株 式 会 社 高 速
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 赫 裕 規
(東証 1 部 証券コード 7504)
問 合 せ 先
責 任 者 社 長 室 長 及 川 敏 正
(電 話 022-259-1611)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月23日開催予定の当社第53回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は平成28年3月11日付けの「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示をしておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化・充実を図ることを目的に監査等委員会に移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規程の追加、監査役および監査役会に関する規程の削除、取締役および取締役会に関する規程の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月23日(木)
定款変更の効力発生日	平成28年6月23日(木)

以 上

(別紙)

変更内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
(公告方法)	(公告方法)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第10条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第16条 (条文省略)	第11条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第17条 当社の <u>取締役</u> は、12名以内とする。 (新設)	第17条 当社の <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、12名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第18条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。 (新設)	第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会においてこれを選任する。</u> <u>2 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役(以下、「補欠監査等委員」という。)を選任することができる。</u>
<u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	<u>3</u> 取締役(<u>補欠監査等委員を含む。</u>)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
<p data-bbox="300 197 790 259"><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="205 338 341 367">(解任方法)</p> <p data-bbox="188 376 790 551">第 <u>19</u> 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p data-bbox="205 560 284 589">(任期)</p> <p data-bbox="188 598 790 734">第 <u>20</u> 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="448 813 526 842">(新設)</p> <p data-bbox="448 956 526 985">(新設)</p> <p data-bbox="448 1176 526 1205">(新設)</p> <p data-bbox="448 1357 526 1386">(新設)</p> <p data-bbox="205 1576 593 1606">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="188 1615 790 1680">第 <u>21</u> 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="300 1758 790 1933"><u>2</u> 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p data-bbox="930 197 1404 297"><u>4</u> 取締役(補欠監査等委員を含む。)の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="834 338 970 367">(解任方法)</p> <p data-bbox="817 376 1109 405">第 <u>19</u> 条 (削除)</p> <p data-bbox="834 560 912 589">(任期)</p> <p data-bbox="817 598 1404 772">第 <u>19</u> 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="930 781 1404 956"><u>2</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="930 965 1404 1171"><u>3</u> 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="930 1180 1404 1355"><u>4</u> 補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p data-bbox="930 1364 1404 1500"><u>5</u> 補欠監査等委員が取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="834 1576 1222 1606">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="817 1615 1404 1751">第 <u>20</u> 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="930 1760 1404 2004"><u>2</u> 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第 <u>22</u> 条 (条文省略)	第 <u>21</u> 条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(新設)	<u>3</u> <u>前2項の規定にかかわらず、監</u>
	<u>査等委員会を選定する監査等委</u>
	<u>員は、取締役会を招集することが</u>
	<u>できる。</u>
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第 <u>23</u> 条 取締役会の招集通知は、会日の	第 <u>22</u> 条 取締役会の招集通知は、会日の
3 日前までに各取締役および各監	3 日前までに各取締役に対して
査役に対して発する。ただし、緊	発する。ただし、緊急の必要があ
急の必要があるときは、この期間	るときは、この期間を短縮するこ
を短縮することができる。	とができる。
2 取締役および監査役の全員の同	2 取締役の全員の同意があるとき
意があるときは、招集の手続きを経	は、招集の手続きを経ないで取締
ないで取締役会を開催することが	役会を開催することができる。
できる。	
(取締役会の決議の省略)	(取締役会の決議の省略)
第 <u>24</u> 条 (条文省略)	第 <u>23</u> 条 (現行どおり)
(取締役会規程)	(取締役会規程)
第 <u>25</u> 条 (条文省略)	第 <u>24</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
	第 <u>25</u> 条 <u>当社は、会社法第399条の</u>
	<u>13第6項の規定により、取締役</u>
	<u>会の決議によって重要な業務執</u>
	<u>行(同条第5項各号に掲げる事項</u>
	<u>を除く。)の決定の全部または一</u>
	<u>部を取締役に委任することがで</u>
	<u>きる。</u>
(報酬等)	(報酬等)
第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職	第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職
務執行の対価として当会社から受	務執行の対価として当会社から
ける財産上の利益(以下、「報酬等」	受ける財産上の利益(以下、「報
という。)は、株主総会の決議によ	酬等」という。)は、 <u>監査等委員</u>
って定める。	<u>である取締役とそれ以外の取締</u>
	<u>役とを区別して、株主総会の決議</u>
	<u>によって定める。</u>
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第 27 条 当社は、会社法第426条第	第 27 条 当社は、会社法第426条第
1項の規定により、任務を怠った	1項の規定により、任務を怠った
ことによる取締役(取締役であっ	ことによる取締役(取締役であっ
た者を含む。)の損害賠償責任を、	た者を含む。)の損害賠償責任を、
法令の限度において、取締役会の	法令の限度において、取締役会の
決議によって免除することができる。	決議によって免除することがで
	きる。

現行定款	変更案
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第28条</u> 当社の監査役は、3名以上とする</p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第29条</u> 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p>	
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の<u>3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	
<p>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第31条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第32条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開</p>	

現行定款	変更案
<p><u>催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令</u> <u>または本定款のほか、監査役会におい</u> <u>て定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の</u> <u>決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第</u> <u>1 項の規定により、任務を怠ったこ</u> <u>とによる監査役（監査役であった者</u> <u>を含む。）の損害賠償責任を、法令の</u> <u>限度において、取締役会の決議によ</u> <u>って免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 427 条第</u> <u>1 項の規定により、社外監査役との</u> <u>間に、その会社法第 423 条第 1 項</u> <u>の責任を法令が規定する額まで限定</u> <u>する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 28 条 監査等委員会の招集通知は、会</u> <u>日の 3 日前までに各監査等委員</u> <u>に対して発する。ただし、緊急の</u> <u>必要があるときは、この期間を短</u> <u>縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があ</u> <u>るときは、招集の手続きを経ない</u> <u>で監査等委員会を開催すること</u> <u>ができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 29 条 監査等委員会に関する事項は、</u> <u>法令又は本定款のほか、監査等委</u> <u>員会において定める監査等委員</u> <u>会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>(事業年度) <u>第 36 条 (条文省略)</u></p>	<p>(事業年度) <u>第 30 条 (現行どおり)</u></p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 <u>37</u> 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める現行定款事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>39</u> 条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 <u>31</u> 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定め変更案の事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める<u>ことができる。</u></p> <p>第 <u>32</u> 条～第 <u>33</u> 条 (現行どおり)</p>

以 上